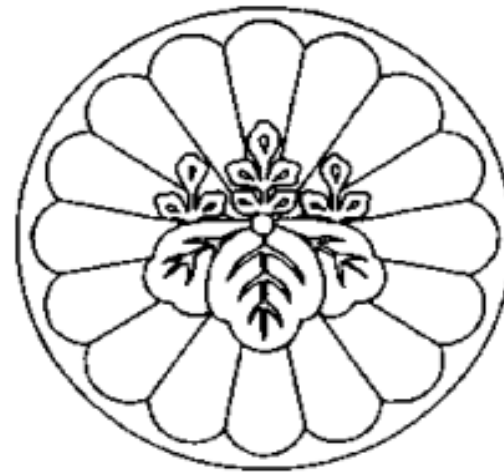




弁理士制度の概要



2002年11月25日
中華人民共和国 北京

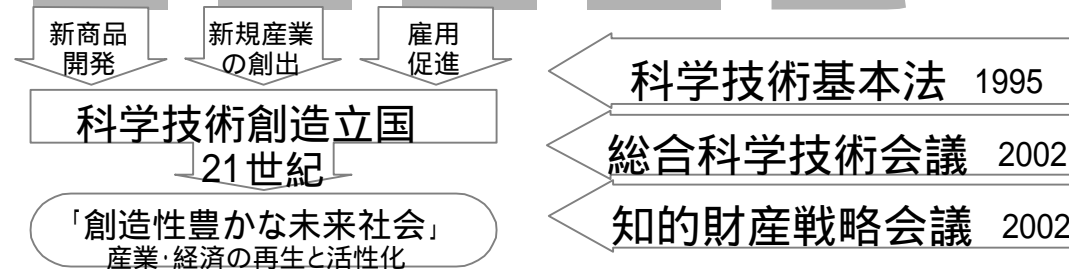
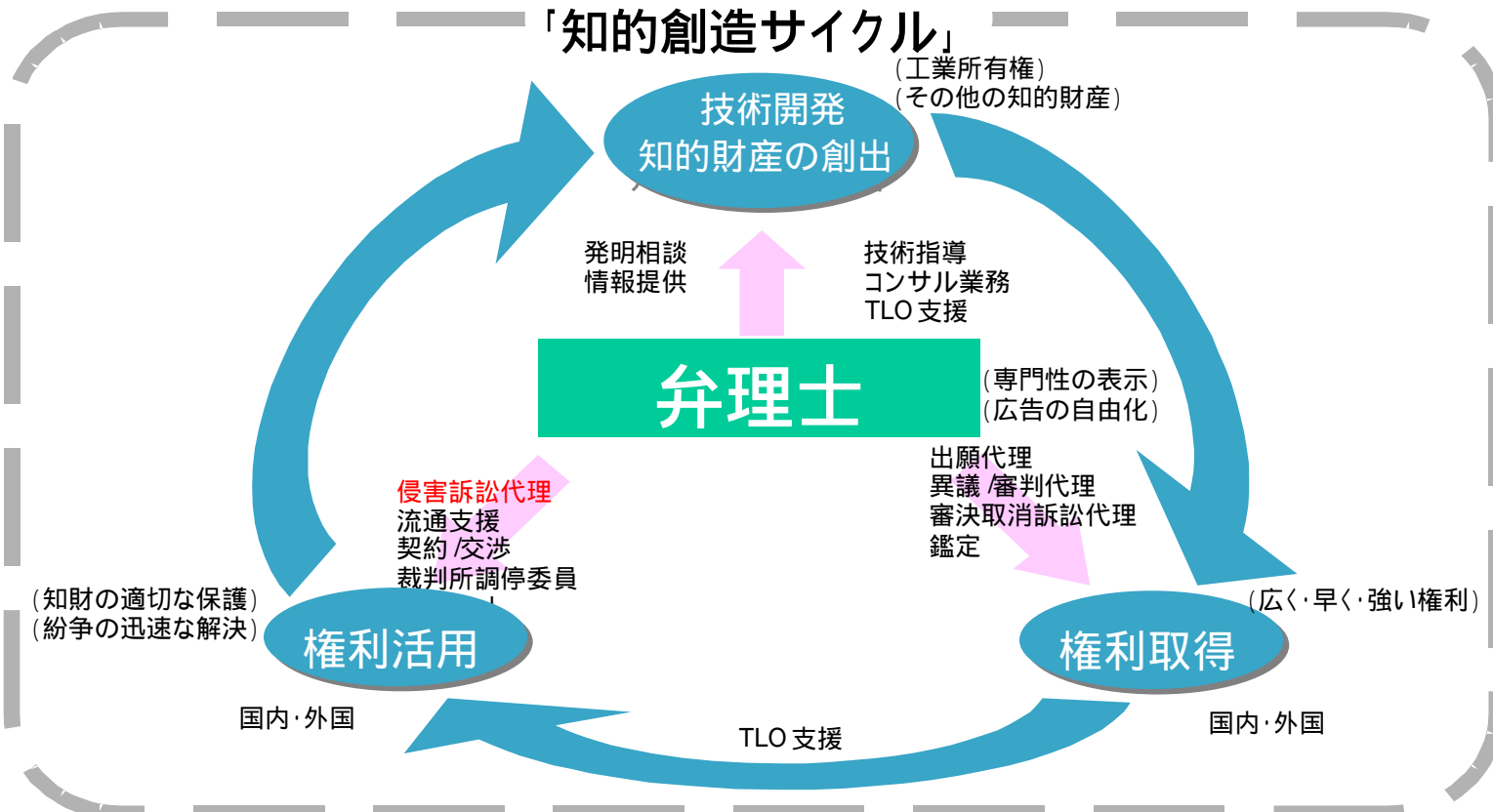
日本弁理士会
JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION



弁理士制度の沿革

- 1885年 専売特許条例（特許制度の導入）
- 1899年 特許代理業者登録規則（代理人制度の導入）
- 1909年 特許弁理士令
- 1921年 弁理士法の公布（旧弁理士法）
- 1922年 日本弁理士会設立
- 2001年 弁理士法改正（新弁理士法）
業務範囲の拡大 関税定率法・契約・
不正競争防止法・著作権法
- 2002年 弁理士法改正公布
業務の追加 特定侵害訴訟代理人

知的財産業務における弁理士の関わり





弁理士の業務範囲

出願代理業務

特許・実用新案・意匠・商標・国際出願・国際登録出願

出願以外の業務

- ・ 異議申立・審判等の紛争処理の代理
- ・ 輸入差止手続の代理
- ・ 専門的仲裁機関における仲裁和解の代理
- ・ 契約関連業務の代理
- ・ 侵害訴訟補佐・共同訴訟代理
- ・ 審決取消訴訟代理



弁理士試験制度

弁理士試験

1 . 多枝選択式試験

試験科目：特許・実用新案・意匠・商標・条約・
著作権・不正競争防止法

2 . 論述試験

必須科目：特許・実用新案・意匠・商標・条約

選択科目：法律系・理工系科目2科目

3 . 口述試験

論文筆記試験の必須科目

2002年度 受験者数6,714 多枝選択合格者数2,070

論述合格者数470 口述合格者数466



弁理士の登録

登録（第17条）

日本弁理士会に登録することにより弁理士となる。
弁理士は、弁理士の業務を行うことができる。

登録の拒否（第19条）

- ・ 弁理士となる資格がない者。
- ・ 心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
- ・ 弁理士の信用を害するおそれがあるとき。

登録の抹消（第24条）

- ・ 業務を廃止したとき。
- ・ 死亡したとき。
- ・ 禁固以上の刑により登録の取消しの処分を受けたとき。
- ・ 日本弁理士会の退会の処分を受けたとき。



弁理士の義務

信用失墜行為の禁止（第29条）

弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

秘密を守る義務（第30条）

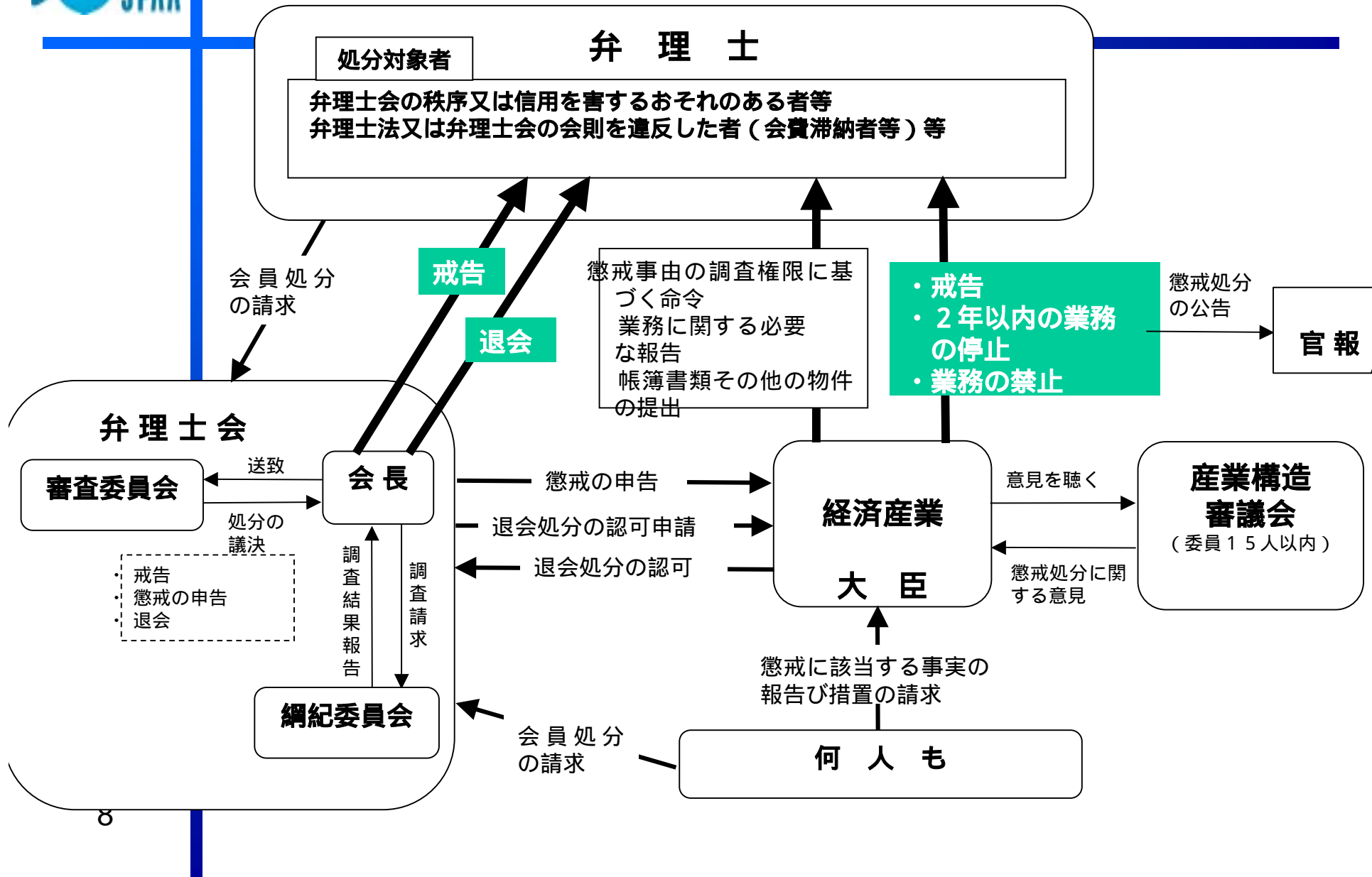
業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

業務を行ない得ない事件（第31条）

- 1 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 2 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 3 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 4 公務員として職務上取り扱った事件
- 5 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 6 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 7 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの



弁理士への処分





特許業務法人

弁理士は2人以上により事務所を法人化することができる。

設 立	弁理士のみ2人以上
業務範囲	個人弁理士と同じ
業務執行権限	全社員
責 任	全社員の無限責任
従たる事務所	設置可能
競業問題	特定事件についての業務制限あり 他の特許業務法人の社員兼務可能
監督権限	経済産業大臣
名称規制	「特許業務法人」の名称使用義務 原則として自由



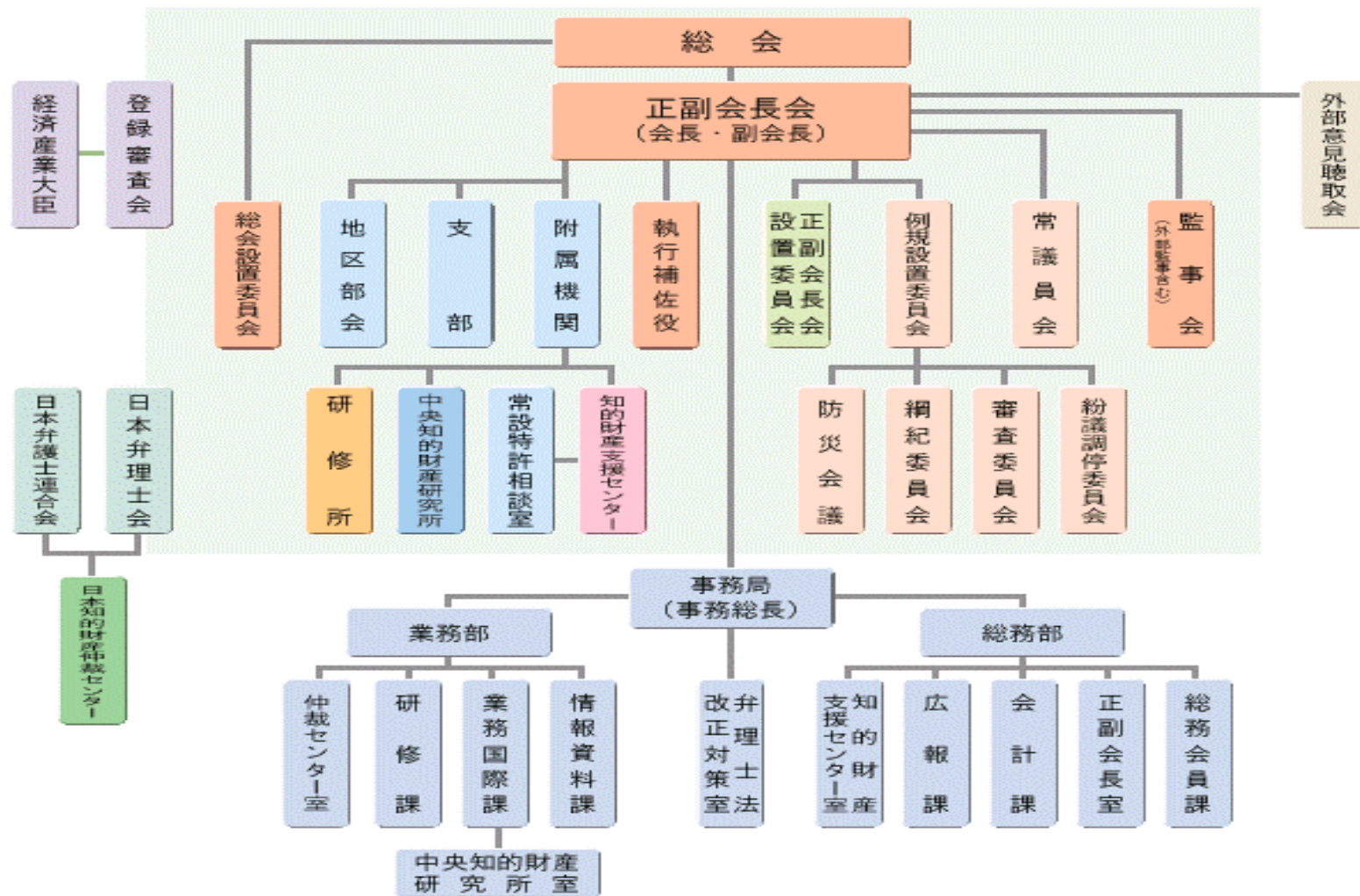
日本弁理士会の設立及び目的

日本弁理士会は弁理士法により設立される法人である。

日本弁理士会の目的は会員の指導・連絡・監督・登録を行う。

「独立行政法人等登記令」により登記される。

日本弁理士会組織図





日本辩理士会会员的分布情况

1. 会员数及种类	4,869	
辩理士(自然人)	4,851	99.63%
专利业务法人	18	0.37%

3. 辩理士的年令分布		
20岁以上至25未满	5	0.1%
25岁以上至30未满	140	2.9%
30岁以上至35未满	383	7.9%
35岁以上至40未满	479	9.9%
40岁以上至45未满	530	10.9%
45岁以上至50未满	483	10.0%
50岁以上至55未满	652	13.4%
55岁以上至60未满	669	13.8%
60岁以上至65未满	592	12.2%
65岁以上至70未满	338	7.0%
70岁以上至75未满	270	5.6%
75岁以上至80未满	168	3.5%
80岁以上至85未满	55	1.1%
85岁以上至90未满	60	1.2%
90岁以上	27	0.6%
* 最小年令	23岁	1名
* 最大年令	103岁	1名
* 平均年令	52.59岁	

2. 辩理士性别比例		
男	4,479	92.3%
女	372	7.7%

5. 辩理士资格取得类别		
辩理士考试	3,766	77.6%
知识产权局有资格者	720	14.8%
律师	298	6.1%
铨衡考试	60	1.2%
高等考试	7	0.1%

7. 辩理士业务形式				
经营专利事务所	2,034	41.93%	117	48.35%
就职于专利事务所	1,406	28.98%	45	18.60%
共同经营专利事务所	744	15.34%	57	23.55%
就职于公司	517	10.66%	12	4.96%
就职于法律事务所	68	1.40%	0	0.00%
经营专利业务法人	42	0.87%	6	2.48%
就职于专利业务法人	31	0.64%	0	0.00%
其他	9	0.19%	5	2.07%
主要事务所	4,851		从属事务所	242